

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令案」等に対する意見募集の結果  
(意見募集期間: 令和8年1月20日(火)から同年2月18日(水)まで)

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	匿名	様式第1号等について、旧氏とその振り仮名の欄が狭く、旧氏の使用に対する政府の消極的な姿勢を感じる。	御意見として承ります。	無
2	個人	<p>現状、住民記録に関わる様式が全国で未だに統一されておらず、自治体ごとに文面や配置が異なるため、住民にとっては申請や確認の手間が増え、窓口側も説明と確認が属人的になりやすい状態が続いています。様式がばらばらであることは、結局のところシステムも自治体ごとに別物になりやすい土壌になり、ベンダー依存と改修費の増大、制度改正時の追いつき、品質差、セキュリティや監査対応の難しさへ直結します。住民サービスの品質が自治体の規模や調達環境に左右される状態は、行政の公平性という観点からしても正が必要です。</p> <p>今回の標準化は、帳票の見た目だけを揃える施策に留めず、業務の意味とデータの定義と出力の責任境界まで含めて、全国で同じ動きを担保する仕組みにしていきたいです。様式を固定しても、入力画面や内部項目、履歴の持ち方、例外処理、他システムとの受け渡しが自治体ごとに異なれば、運用コストと不整合は温存され、結局は独自改修が再増殖します。逆に言えば、様式と機能を統一することは、住民の体験だけでなく、制度改正の反映速度、障害時の切り分け、監査の実効性、調達の透明性をまとめて改善できる投資です。</p> <p>第一に、様式の統一については、単にテンプレートを示すだけでなく、独自様式を増やさないための統制が必要です。自治体の事情で例外が必要になる場面はあり得ますが、その場合も、個別の現場判断で様式を作り替えられる状態を残すのではなく、例外は制度側で正式に吸い上げ、標準側の改定として処理される設計が望ましいです。例外を許容するなら、例外の申請窓口、審査基準、改定のリリースサイクル、周知の責任主体を明確化し、例外が恒常化しないようにしてください。標準の外に逃げる余地が残ると、数年で再び全国が方々だらけになります。</p> <p>第二に、標準への適合を形式確認で終わらず、適合性を担保する実務の仕組みを設けてください。たとえば、調達要件として適合試験の結果提出を必須にし、試験項目と判定基準を全国共通にして、自治体ごとの解釈差を潰す必要があります。帳票のレイアウト一致だけでなく、出力項目の意味、履歴の扱い、名寄せや異動時の更新規則、例外時の処理結果といった挙動まで検証対象に含めないと、見た目が揃っても中身の不一致が残ります。標準準拠を名乗りながら、実際は自治体ごとに違う実装が納品される事態を抑止する設計が不可欠です。</p> <p>第三に、データの持ち方と移行性を標準化の中核に据えてください。住民記録は履歴と訂正を含めた信頼の塊であり、ベンダーや機器更改のたびに取り出しが難しい構造は、それ自体が行政コストです。将来の更改で特定ベンダーに縛られないよう、標準に沿った全件エクスポートと全件インポートの仕様を整備し、履歴を含めて再現できることを適合条件にしていきたいです。これが無いと、標準化しても調達の自由度が上がらず、全国としてのコスト削減効果も出にくくなります。</p> <p>第四に、自治体現場の運用を前提に、標準の運用体制そのものを設計してください。制度改正や運用改善の情報は現場に最初に現れます。現場の末端の担当者が、標準の不備や過剰な要件、実務上の矛盾を継続的にフィードバックできる窓口と、回答の期限、改定判断の透明性が必要です。団体の意見やベンダー都合だけで標準が更新されると、現場で形骸化し、結局は独自運用が復活します。現場の声を標準の改善に直結させる仕組みが、標準化を定着させる一番の近道です。</p> <p>最後に、移行期の現実にも配慮しつつ、先送りのための経過措置にならない設計をお願いします。既存システムが多様である以上、段階的移行は必要ですが、期限だけ設定して実務が回らないと、自治体は暫定運用を積み上げ、標準から逸脱した独自対応が増えます。移行に必要なデータ整備、運用手順、教育、検証環境の提供まで一体で示し、自治体が独自に解釈して走らなくても済む状態を国側で用意していただきたいです。標準化の成否は、条文の美しさではなく、現場が迷わず動けるかどうかで決まります。</p> <p>全国で様式とシステムがばらばらな状態は、住民の不利益であると同時に、行政コストとリスクを増幅させる構造問題です。今回の標準化を、単なる帳票統一ではなく、業務とデータと調達の再設計として実効性あるものにしていただくことを強く求めます。</p>	<p>総論として、地方公共団体情報システムの標準化の趣旨への御賛同の御意見として承ります。その上で、いただいた個別論点に係る御意見について、以下の通り回答します。</p> <p>1点目について、本省令案第6条において、本省令及び告示に実装必須機能又は標準オプション機能として定めている様式以外は実装してはならない旨を定めています。また、告示案別表第四から第十八において、実装必須機能として定められている帳票については、その行数や型等を具体的に規定しているところです。</p> <p>2点目については、地方公共団体情報システムの標準化の取組みに係る御意見として承ります。</p> <p>3点目について、本省令及び告示案は、住民記録システムが備えるべき機能等に関する標準化基準を定めるものであり、具体的には、機能要件の標準及び帳票要件の標準で構成されています。御指摘のデータの持ち方等については、デジタル庁及び総務省が定める「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令」及び関連告示において定める予定です。その上で、ご指摘箇所については主にデジタル庁が検討しているため、デジタル庁に確認したところ、「標準に沿った全件エクスポートと全件インポートの仕様」については、上記命令及び関連告示において基本データリストとして定める予定ですが、「履歴を含めて再現できること」については、これまでも地方公共団体と事業者間の調整事項や連携仕様の一層の詳細化を求めるご意見をいただいている一方で、開発が進捗した現段階においては、手戻りを懸念する声も寄せられているところ、デジタル庁としてもこの点を課題として認識しており、令和8年度以降、標準準拠システムへの移行状況やシステム開発への影響等を踏まえつつ、必要な仕様の更なる詳細化について検討を進めることを想定しているとのことです。</p> <p>4点目について、本省令及び告示案の基となっている住民記録システム標準仕様書の策定及び改定にあたっては、全地方公共団体へ意見照会を実施しており、本省令及び告示案についても地方公共団体の意見を踏まえたものとなっています。</p> <p>5点目について、3点目の回答のほか、本省令案附則第2条及び同条の規定に基づく告示において、一部の機能について、標準化移行後の実装を可能とする経過措置を定めているところであり、当該機能の標準化基準上の取扱いについては、国において、令和9年度末までに見直しを行う予定です。</p>	無

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
3	匿名	<p>地方公共団体情報システム標準化基本方針令和6年(2024年)12月によれば、</p> <p>○ 地方公共団体は、令和5年(2023年)3月末時点での標準化対象事務に係る基幹業務システムを、令和5年(2023年)3月末時点で公表された標準仕様書(令和5年度(2023年度)に初めて公表される場合は、当該公表された標準仕様書)に適合した標準準拠システムに、令和7年度(2025年度)末までに移行することを目指す。令和5年(2023年)4月以降の標準仕様書の改定への対応については、令和7年度(2025年度)までの適合が制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き、令和8年度(2026年度)以降のシステム改修時において、標準に適合させることとする。</p> <p>されていますため、最後の行に注目すると、制度改正等でない機能等は、いつ適合してもよいように見えますが、機能別に適合基準日が設定されています。</p> <p>基本方針と省令・告示にズレはないのでしょうか。</p>	<p>標準化法においては、各地方公共団体情報システムが適合すべき標準化基準を主務省令で定めることとなっています。その構成要素である個別の機能要件等について、適合基準日の設定がないと、いつまでに機能実装が必要か自治体や事業者が判断できないことから、実装必須とする機能要件等には適合基準日を設定することとしています。</p> <p>その上で、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」(基本方針)のご指摘の箇所は、令和7年度までの適合が制度改正等の政策上必要とされるものを除いては、令和8年度以降の改修時に適合を求めるものであり、その趣旨を踏まえて、適合基準日を令和8年度以降に設定することは問題はなく、基本方針と本省令及び告示案の間に矛盾はありません。</p>	無

【提出意見数 3件】

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第四条各号及び第七条第二号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令案」等に対する意見募集の結果  
(意見募集期間: 令和8年1月20日(火)から同年2月18日(水)まで)

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	匿名	証明書の不正取得や、不正取得した証明書を悪用した詐欺事件が起きないように、マイナポータルで証明書が第三者により取得された際に通知する仕組みの導入を検討いただきたいです。	本省令及び告示案は、戸籍附票システムが備えるべき機能等に関する標準化基準を定めるものです。いただいた御意見については、戸籍附票の制度に係る御意見として承ります。	無
2	個人	<p>145210634848086635 の提出意見について、編集の誤りがあったので、訂正後のものを以下に再度提出する。</p> <p>以下、訂正後の意見 -----</p> <p>・該当箇所 全体的に(戸籍制度(及び住民基本台帳制度)そのものについての意見)</p> <p>・意見 戸籍制度(及び住民基本台帳制度)そのものについての意見であるが、「性別」については、出生時の医学的・生物学的・DNA的な性別(※1)(※2)、を示す項目が、戸籍(及び住民基本台帳(の基本的には住民票の写しに出力されない部分))に、あるべきではないかと考える。 理由は、そのような項目があるべきと考えるからである。(医学的、刑事的、社会の調査他、また公正のために、ただちにその取得・確認が行えるような、そのような項目があるべきと考える。) 意見は以上である。</p> <p>※1 医学的・生物学的・DNA的に判断に困難がある場合の便宜的な性別指定(例: 性染色体がXXYの場合等(※医学的にはどのように扱うのが決まっているのかもしれない))を含む。(通常はあまり問題になるような事は無いものと思われるし、またその扱いについてはある程度のゆらぎはあってもあまり問題無いのではないかと思われるが(※いい加減にしてよいと言っているわけではない。)) ※2 基本的には、後で手続によって行う性別変更によっての変更が不可能な項目(※医学的に、作成の後で、出生時の性別の登録が誤っていたと判明したような場合を除く)として扱うような。</p>	本省令及び告示案は、戸籍附票システムが備えるべき機能等に関する標準化基準を定めるものです。いただいた御意見については、戸籍制度に係る御意見として承ります。	無

【提出意見数 2件】

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令案」等  
 に対する意見募集の結果  
 (意見募集期間:令和8年1月20日(火)から同年2月18日(水)まで)

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	匿名	印鑑登録申請の書類だが、「性別なし」で事足りるなら、すべて「性別なし」で良いのではないか。印鑑登録では、本人確認に、性器の確認でもするのだろうか？人権に配慮し、不要なプライバシー抵触は避けるべきだろう。	本省令及び告示案は、印鑑登録システムが備えるべき機能等に関する標準化基準を定めるものです。いただいた御意見については、印鑑登録の制度に係る御意見として承ります。	無
2	匿名	手数料や手続きの手間を踏まえると、せつかく共通化するのであれば、自治体をまたぐ転出入で印鑑登録を引き継げるようにしてほしい。	本省令及び告示案は、印鑑登録システムが備えるべき機能等に関する標準化基準を定めるものです。いただいた御意見については、印鑑登録の制度に係る御意見として承ります。	無
3	匿名	旧住民基本台帳カードを印鑑登録証ないし印鑑登録者識別カードとして利用できるようにする機能(機能ID:0020158)について、以下の理由により実装不可ないし非推奨とすべきだと考える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類としての有効期限が切れており、券面記載事項(顔写真含む)の信頼性が低いこと</li> <li>・発行から少なくとも10年以上経過していることにより、カードの物理的な劣化の恐れがあること</li> <li>・個人番号カードへの移行を促すきっかけとすること</li> </ul>	住民基本台帳カードについては、新規発行がなく、また、券面の有効期限が最長で令和7年であることから、「自治体システム等標準化検討会」において、当該機能を実装不可機能とすることも検討されましたが、有効期限切れの住民基本台帳カードを印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用するかどうかは自治体の判断によることから、「印鑑登録システム標準仕様書」において標準オプション機能とされています。本省令及び告示案は、当該標準仕様書に基づき、印鑑登録システムが備えるべき機能等に関する標準化基準を定めるものです。	無
4	匿名	証明書不正取得や、不正取得した証明書を悪用した詐欺事件が起きないように、マイナポータルで証明書が第三者により取得された際に通知する仕組みの導入を検討いただきたいです。	本省令及び告示案は、印鑑登録システムが備えるべき機能等に関する標準化基準を定めるものです。いただいた御意見については、印鑑登録の制度に係る御意見として承ります。	無
5	匿名	地方公共団体情報システム標準化基準省令案に対する意見(マイナンバー必須化反対と代替手段保証の提案)  省令案に強く反対します。地方公共団体情報システムの標準化基準でマイナンバーカード・オンライン申請を事実上必須化する方向性は、国民の負担増大と格差拡大を招くだけです。  標準化でデータ連携・クラウド利用が進むのは理解しますが、マイナンバーカード未取得者(高齢者・低所得層の約20%、総務省2025年データ)が行政手続きから排除されるリスクがあります。オンライン申請の拡大は便利ですが、ネット環境やカード取得ができない人は置き去りにされます。データ紐付けの過多は監視社会を助長し、プライバシー侵害の危険を増大させます。不正防止のための厳格化はイタチごっこで、新たな偽造手口が出てくるだけです。対策を強化するたびに新たなコスト(装置導入・手続き時間)と負担が国民に転嫁され、格差が広がります。改正するなら、マイナンバーカード必須化を避け、紙申請・対面確認・電話確認の代替手段を完全に保証してください。運転免許証・パスポート・健康保険証の目視確認を維持し、すべての国民が安心して行政手続きを利用できる仕組みにすべきです。行政サービスは生活必需品です。金儲け優先ではなく、公共性を最優先にしてください。省令案の見直しを強く求めます。	本省令及び告示案は、印鑑登録システムが備えるべき機能等に関する標準化基準を定めるものであり、御指摘のような行政手続におけるマイナンバーカードの利用やオンライン申請を必須化するものではありません。	無

【提出意見数 5件】